

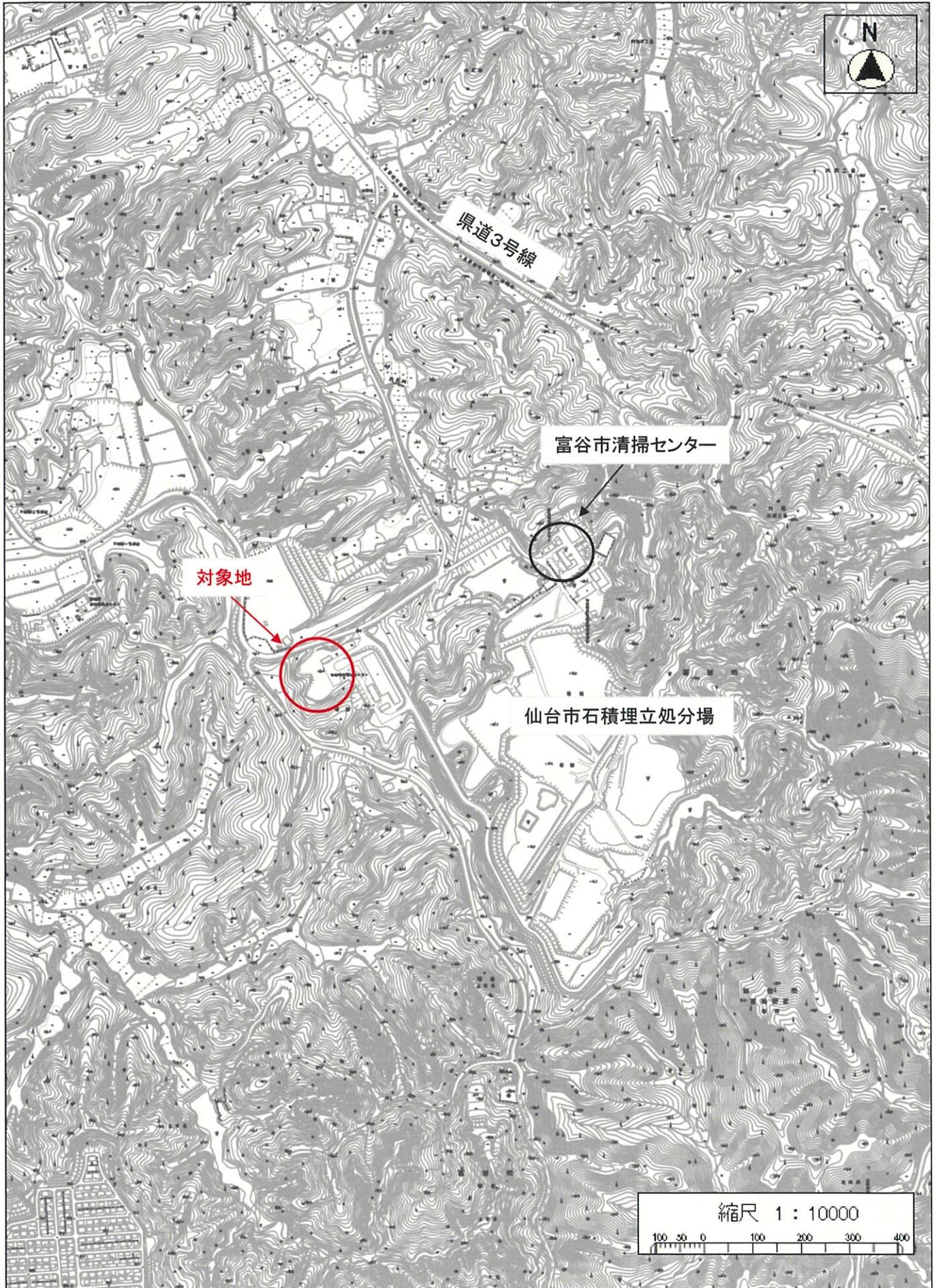
仕 様 書

件 名 令和8年度 富谷市マテリアルリサイクル推進施設整備計画策定業務

令和8年度 富谷市マテリアルリサイクル推進施設整備計画策定業務

名称	仕様	単位	数量	金額	摘要
計画策定費					
直接人件費		式	1.0		直接人件費内訳書参照
直接経費					
旅費交通費		式	1.0		
電子成果品作成費		式	1.0		
その他原価		式	1.0		
一般管理費等		式	1.0		
計画策定費計					
測量費					
	直接測量費	式	1.0		
	諸経費	式	1.0		
測量費計					
合計					
消費税相当額					
業務価格					

令和8年度 富谷市マテリアルリサイクル推進施設整備計画策定業務 位置図



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

令和8年度 富谷市マテリアルリサイクル推進施設整備計画策定業務 平面図



【参考】

整備候補地の範囲はあくまで目安となり、本業務にて検討を行い、仙台市と協議の上、最終確定いたします。

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

富谷市マテリアルリサイクル推進施設等整備計画策定業務 特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、富谷市清掃センター（以下「清掃センター」という。）の移転に伴い、本市の新たな資源循環の拠点となる「（仮称）マテリアルリサイクル推進施設」の整備計画を策定することを目的とする。

現在、本市は一般廃棄物処理を仙台市に委託し、清掃センターにおいて粗大ごみや不燃ごみ、資源ごみの一時保管・処理を行っているが、仙台市石積最終処分場第二期計画に伴い、令和12年度末までに現敷地を更地返還する必要性が生じていることから、施設の移転・再整備は極めて緊要な課題となっている。

本業務の遂行にあたっては、可燃性粗大ごみ・不燃ごみ等の中継機能、および資源ごみの再資源化に向けた一時保管機能を確実に確保するとともに、市民の利便性や環境意識の醸成など、住民サービスの向上に資する施設整備に向けた基本計画（基本設計を含む）を策定するものとする。

なお、本施設整備は「循環型社会形成推進交付金」の活用を前提とするため、当該交付金要綱等に基づいた適切な計画策定および諸手続を円滑かつ確実に遂行することを、本業務の最終的な目的とする。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

3. 業務対象地

富谷市 石積堀田（仙台市旧堆肥化センター敷地内）地内 ※詳細は別紙参照

4. 業務の実施

(1) 計画準備

業務の実施にあたり、本特記仕様書および既存資料に基づき、実施方針、作業工程、実施体制等をまとめた業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 計画ごみ量の設定

一般廃棄物処理基本計画等の既存計画から、対象品目（可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等）の現状量・質を把握し、将来の計画処理量を設定すること。

(3) 施設規模（必要ストック量）の算定

計画ごみ量および搬出頻度に基づき、品目ごとの単位堆積重量、最大保管期間、作業スペースを考慮し、必要な保管容量および面積を算出すること。

(4) 現地調査および測量業務

現地踏査：候補地（旧堆肥化センター跡地エリア）の地形、植生、既存構造物、

高低差、車両導線等の周辺環境を確認すること。

測量業務：以下の項目を実施し、設計の基礎資料を作成すること。

- ① 3級基準点測量（1点）、4級基準点測量（2点）
- ② 現地測量（1/500 A=0.0088km²）

周辺環境影響の検討：施設稼働に伴う排水、騒音、振動、臭気等について現地確認及び文献調査を通じて、周辺への影響を予測・確認し、必要な対策・保全措置を検討すること。

(5) 施設整備計画および配置検討

比較案の作成：候補地の現状の敷地形状を考慮し、以下の点に配慮した複数の配置案（ゾーニング案）を作成し、比較検討を行うこと。

- ① 原則として既存の平坦地を最大限活用し、大規模な法面造成や林地の改変を抑制した経済的な計画とすること。
ただし、敷地の有効活用や機能性向上において高い効果が期待できる場合は、造成等を伴う案についても比較検討の対象とする。その際、造成等に伴い必要となる法的手続（開発行為の要否等）や、実現に向けた課題についても整理した上で提案すること。
- ② 住民・事業者の搬入車両と収集運搬業者の搬出車両の動線を考慮し、トラックスケール前後での待機スペースの確保や、積込作業エリアへの一般車両の進入抑制など、安全性と作業効率を確保すること（車両走行軌跡図による検証を含む）
- ③ 候補地内にある旧堆肥化センター管理棟の利活用を検討に含めること。なお、この検討には建物の継続使用の可否を判断することも含むものとし、継続して使用が出来ない場合は代替案を提示すること。
- ④ 施設周辺の余剰地については、アスファルト舗装を行い、平時は職員および来客者用駐車場、緊急時は罹災ごみの仮置・仕分けスペースとして活用できるよう、有効な配置計画とすること。
- ⑤ 施設本体（ストックヤード建屋）については、防犯および維持管理を考慮し、シャッター等を備えた施錠可能な構造とすること。

最適案の選定：本市および仙台市等との協議を経て、最適案（1案）の絞り込みおよびブラッシュアップを行うこと。

導入設備の設定：計量器（トラックスケール）、プラットフォーム、貯留設備（原則屋内、品目により屋外可）等の主要仕様を設定すること。

(6) 事業手法の導入事例情報収集

「富谷市PPP手法導入ガイドライン」に基づき、民間活力導入を図っている他自治体の事例を調査し、最適な事業手法を検討すること。（当該施設に対する可能性調査は含まない）

(7) 事業費の算出

施設建設費および、施設建設後のランニングコストを算出すること。

なお、予算要求の都合上、9月中旬までに速報値を提出すること。算出にあたっては、物価上昇や保守的な地盤条件を考慮し、精度の高い積算に努めること。

また、循環型社会形成推進交付金の対象経費と対象外経費を区別して示すこと。

(8) 既存施設の解体・返還の検討

現清掃センターの解体工程、アスベスト調査の要否、更地返還に係る事項等、必要となる対応項目等の抽出および、留意事項を整理すること。

(9) 関係機関協議および許認可事項の整理

本施設の整備および次段階（実施設計等）の円滑な遂行のため、以下の項目について関係機関と協議を行うこと。なお、各法令における許認可や届出の要否を明確にし、必要となる場合はその手続きフロー、期間、留意事項を整理して報告すること。

- ① 交通・道路協議…車両出入口の設置位置、右左折等の通行安全対策等
- ② 給排水協議…上水道の引込、井戸利用の可否、排水先（放流同意等）の確認
- ③ 開発協議…都市計画法（開発行為）に関し必要な事前相談及び手続の整理を行うこと
- ④ その他関連法規の抽出…森林法、建築基準法、消防法、その他本事業に関係する諸法令の整理
- ⑤ 各種協議結果とりまとめ

(10) 整備スケジュールの検討

整備内容および関係機関協議の結果を踏まえ、本業務以降の実実施設計、各種申請、建設工事、供用開始に至るまでの全体工程表を作成すること。

作成にあたっては、令和12年度末までの現施設敷地返還を期限とし、年度ごとの事業費執行計画（年度別事業計画）を併せて検討すること。

(11) 報告書及び概要版の作成

本業務で検討・調査した内容を報告書として取りまとめること。あわせて、住民説明や庁内協議等での活用を想定した概要版を別途作成すること。なお、概要版の構成については、発注者と協議の上決定するものとする。

5. 打合せおよび関係機関協議への同行

- ① 打ち合わせは、業務着手時、中間報告時、業務完了時の計3回を基本とし、その他業務遂行上必要と思われる場合には、発注者と協議の上、随時実施するものとする。
- ② 受注者は、発注者が行う仙台市等の関係機関との協議に際し、発注者の求めに応じて同席し、技術的助言および検討内容の説明等の支援を行うこと。
なお、同席回数は上記①とは別に、3回程度を想定しておくこと。
- ③ 打合せおよび関係機関協議の内容については、受注者がその都度記録し、議事録を作成の上、発注者に提出すること。

6. 資料の貸与及び返却

- (1) 仙台市旧堆肥化センター造成図面及び管理棟竣工図等については発注者が仙台市へ協議・依頼を行ったうえで貸与するものとする。なお、前述の資料以外で業務の遂行に当たり必要となるものは発注者及び受注者が協議の上貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、又は複製してはならない。
- (3) 貸与された資料は業務が終了した時は、速やかに返却すること。

7. 成果品

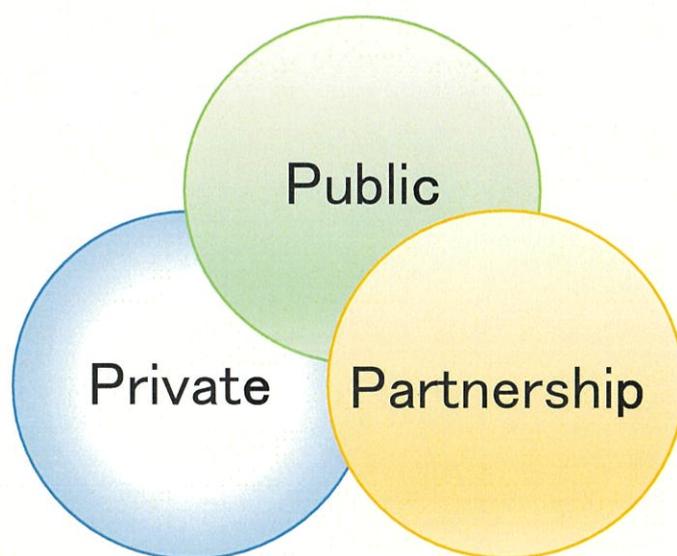
本業務は、電子納品対象業務とし、以下の最終成果品を印刷製本および電子データにて納品すること。

- (1) 整備基本計画書（基本設計図面含む） 3部
- (2) 業務報告書（測量成果、協議記録、資料集等） 3部
- (3) 概要版資料（図表等を用いた説明用資料） 3部
- (4) 電子成果品（CD-ROM または DVD-ROM） 2部
※上記(1)～(3)の PDF データ、および編集可能形式（Word、Excel、PowerPoint）
※図面データ（JWW、DXF、SFC 形式等）
※測量データ（SIMA 形式等）
- (5) 打合せ議事録 1部（一式をまとめたもの）

8. 留意事項

- (1) 循環型社会形成推進交付金の交付要綱・取扱要領に適合する内容とすること。
- (2) 本業務の実施にあたって関連する法令、規定等を遵守すること。

富谷市PPP（公民連携）手法導入 ガイドライン



令和2年3月

富谷市

目次

I	PPPをめぐる国の動向	- 2 -
1	法律による民間活力導入の推進.....	- 2 -
2	地方へのPPP推進拡大のための支援強化と要請	- 2 -
II	ガイドラインの策定について	- 2 -
1	ガイドライン策定の主旨.....	- 2 -
III	PPPの基本的な考え方	- 3 -
1	PPPとは.....	- 3 -
2	PPPに取り組む目的	- 4 -
3	PPPの主な実施主体	- 4 -
4	PPP手法を検討する時期.....	- 5 -
5	PPPの主な事業手法	- 5 -
IV	公共施設等整備に係るPPPの更なる推進	- 12 -
1	対象事業の確認	- 13 -
2	PPP手法の選択.....	- 14 -
3	簡易な検討.....	- 16 -
4	詳細な検討（導入可能性調査）	- 18 -
5	評価結果の公表	- 18 -
6	事業の推進体制	- 18 -
V	PPP導入における留意事項	- 20 -
VI	別紙様式	- 22 -
VII	参考資料	- 28 -

I PPPをめぐる国の動向

1 法律による民間活力導入の推進

国においては、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という）」に基づくPFI制度、平成15年の地方自治法の改正により導入された指定管理者制度、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」などにより、民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、行政の関与その他規制を最小限にし、民間の創意と工夫が反映される公共サービスの提供の取組を着実に実施しています。

2 地方へのPPP推進拡大のための支援強化と要請

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）」を踏まえ、人口20万人以上の地方自治体における、実効性のある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、PPP/PFI導入の優先的検討を要件とした補助金・交付金の拡大など、地方自治体がPPP/PFIに取り組みやすい方策を講ずるものとされています。また、人口20万人未満など人口規模が小さい地方自治体においても案件形成が進むよう、地域プラットフォームへの参画を促進するものとされています。

平成27年12月には、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が示されており、人口20万人以上の地方自治体に対して、PPP/PFI手法導入の優先的検討規程の策定を求め、その状況を踏まえつつ、人口20万人未満の地方自治体にも適用を拡大するものとされています。

II ガイドラインの策定について

1 ガイドライン策定の主旨

本市の人口は、明石台東や成田二期西・東の住宅地開発などにより、今後も緩やかな増加が見込まれていますが、県内一高齢化率の低いまちとして発展してきた本市においても、全国的な高齢化の波は例外ではなく、市総合計画の人口フレームでは、2025年の高齢化率は22%を超える見込みとなっています。

財政状況は、市税収入や地方交付税の大きな伸びが見込めない一方で、社会保障関係経費や公共施設等の長寿命化に要する経費が年々増加傾向にあります。加えて、現在計画を進めている市民図書館、パークゴルフ場及びスイーツステーションの整備や、旧清掃センター焼却施設の解体をはじめ大きな財源を要する事業が控えています。

本市においては、これまでも指定管理者制度や民間委託などの民間活力の導入に積極的に取り組んできていますが、今後も限られた市の経営資源により、市民サービスの持続的・安定的な提供、更なる充実を図りつつ、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うためには、担い手となり得る多様な主体と連携を図りながら、更に効率的・効果的に公共サービスを提供するこ

とが求められています。

このことから、多様な主体との連携・協働を積極的に推進するために、本市のPPP（公民連携）に関する基本的な考え方を示すほか、公共施設等の整備・運営にあたっての事業手法検討プロセスを定めた「富谷市PPP（公民連携）手法導入ガイドライン」を策定します。

本ガイドラインについては、今後の経験や状況等を踏まえ、必要な見直しを適宜行っていきます。

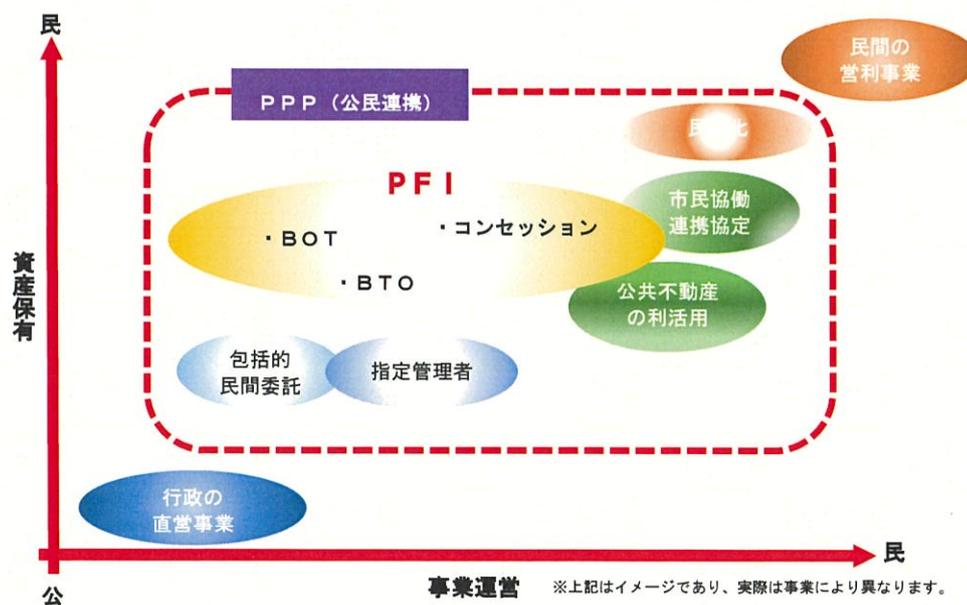
Ⅲ PPPの基本的な考え方

1 PPPとは

PPPとは、「公 (Public) 」と「民 (Private) 」が「連携 (Partnership) 」して、公共サービスの提供や社会資本の整備、公共性の高いプロジェクトの実施などを、民間の知識や技術、資金などを活用しながら実施していく様々な事業手法の総称です。

これまで行政が担ってきた公共施設の整備や管理運営にPPPを導入し、民間の経営ノウハウや技術力、資金を活用することで、より良質な公共サービスを、より効果的に提供することができます。

PPPには、PFIや指定管理者制度、民間委託、民営化などの事業手法とともに、市民協働や連携協定なども含まれ、公民連携の範囲は年々広がりを見せています。



2 PPPに取り組む目的

PPP導入の対象となる公共サービスや公共施設等の整備等については、対象事業の期間・特性・規模等を踏まえ、最も適切なPPP手法を選択します。PPP手法の選択にあたっては、市が公民連携に取り組む下記の4つの目的を踏まえ検討する必要があります。

また、ガイドラインで示したPPP手法以外の方法により効率的・効果的な事業実施が可能である場合は、新たな手法の活用も検討します。

(1) 市民サービスの向上

民間が持つ専門的知識や技術能力等のノウハウを活用することにより、より市民のニーズに寄り添ったきめ細やかなサービスの提供が期待できます。

(2) 財政負担の軽減

民間の資金や技術、ノウハウなどを活用することにより、運営の効率化を通じた事業コストの削減と民間の創意工夫による収益事業により、財政負担の軽減が期待されます。

(3) 行政経営の効率化

民間との適切な役割分担によって公共サービスの費用対効果を向上させるとともに、業務の外部化による職員定数の抑制や行政が担うべき業務への経営資源のシフトにより、行政経営の効率化が期待されます。

(4) 地域経済の活性化

従来、市が担ってきた公共サービスを民間に委ねることで、民間の事業機会の拡大を促し、雇用の創出や地域経済の活性化が期待できます。

3 PPPの主な実施主体

選択したPPP手法を実施する主体は、次のように想定されます。同じPPP手法を採用したとしても、実施主体が異なれば、PPP活用による効果、その範囲に差異が生じると考えられます。そのため、実施主体の事業形態や特性により想定される効果を踏まえた上で、適切なPPP手法を選択する必要があります。

手法 \ 主体	民間企業	NPO	市民団体	個人	他の地方公共団体
PF I	○				
指定管理者制度	○	○	○		
民間委託	○	○	○	△	
民営化	○	○	○		
労働者派遣	○	○	△		
協働・連携	○	○	○	○	△
市有財産貸付	○	○	○	○	△

○…担い手となる可能性が高い △…担い手となる可能性がある

4 PPP手法を検討する時期

次の時期を目安とします
① 新たな事業を企画・立案するとき
② 既存の事業や公共施設等の運営等を見直すとき
③ 公共施設等を建設・改修するとき
④ 低・未利用資産の有効活用を検討するとき

5 PPPの主な事業手法

PPPには、主に次のような事業手法があります。

(1) PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の整備において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、設計、建設、維持管理、運営等を民間が担うことにより、従来手法（※1）よりも効率的・効果的な公共サービスの提供を図るもので、PFI法に基づき手続を進めます。なお、事業期間における施設の所有形態や事業内容により、次のように分類されます。

BTO方式 (Build-Transfer-Operate)	民間が資金調達を行って、施設を設計、建設した後、施設の所有権を行政に移転する。民間は行政所有の施設において、維持管理・運営を行う方式。
BOT方式 (Build-Operate-Transfer)	民間が資金調達を行って、施設を設計、建設した後、完成した施設の維持管理・運営を行う。事業期間の終了時に、施設の所有権を行政に移転する方式。
BOO方式 (Build-Operate-Own)	民間が資金調達を行って、施設を設計、建設した後、完成した施設の維持管理・運営を行う。事業期間の終了後、民間は施設を保有し続けるか、撤去する方式。
BT方式 (Build-Transfer)	民間が資金調達を行って、施設を設計、建設した後、施設の所有権を行政に移転する方式。
RO方式 (Rehabilitate-Operate)	民間が資金調達を行って、行政が所有する施設の改修を行い、その施設の維持管理・運営を行う方式。
O方式 (Operate)	民間は施設の設計、建設や保有は行わずに、施設の維持管理・運営のみを事業期間終了時まで行う方式。
公共施設等運営権制度 (コンセッション)	行政が施設を保有したまま、民間が行政から事業運営権を取得し、改修投資等を含め、全面的に維持管理・運営を行う方式。

※1 従来手法との比較

	従来手法	P F I
発注方法	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設、維持管理、運営等を個別発注 ・業務ごと1社に発注 ・仕様書発注（※2） ・単年度契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設、維持管理、運営等を一括発注 ・グループで参画する特定目的会社に発注 ・性能発注（※2） ・長期契約
事業者選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル
リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に行政が負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時にリスクを明確化し、行政と民間の双方で分担
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財源、起債、補助金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間が市中銀行から借入 ・国や県の補助金等相当額

※2 仕様書発注と性能発注の違い

仕様書発注	<p>構造・材料等に関する詳細な仕様書を行政が作成し、民間に発注する。発注者である行政が定めた仕様通りに委託業務を実行することが求められ、民間のノウハウ・技術力を生かす余地が少ない。</p>
性能発注	<p>提供する公共サービスの質・水準を必要な限度で示し、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめる。サービス水準を遵守するための具体的な手法・プロセス等は民間の自由裁量に任せられるため、民間のノウハウを生かした創意工夫が発揮しやすい。</p>

(2) D B O (Design Build Operate) 方式

P F I は民間が資金を調達しますが、D B O は市が資金を調達し、設計、建設、維持管理、運営等を民間が担う手法です。民間にとってはP F I に比べて創意工夫の余地は減りますが、資金調達リスクを回避できます。市は民間よりも資金調達コストが低いため、事業全体のコスト削減効果が期待できます。

(3) DB (Design Build) 方式

市が資金調達を行い、設計、建設を一括して民間に委託する手法です。従来の分離発注方式に対し、性能発注方式が基本となるため、設計、建設段階における民間のノウハウを活用することは可能です。ただし、運営を分離しているため、設計段階において、運営計画を反映した施設整備計画の検討は限定的になります。

本市での主な事例

(仮称) 富谷宿観光交流ステーション



本市出身で衆院副議長を務めた内ヶ崎作三郎（1877～1947年）の生誕地で、宿場町の面影が残る新町地区の内ヶ崎醤油屋跡地を活用して、観光拠点となる施設整備を進めています。

(4) リース方式

民間が整備した施設を市が期間を定めて借り上げ、公共サービスを提供する手法です。予算の平準化などのメリットがありますが、金利の高い民間資金を活用するため、事業期間等によっては市の単年度の負担が大きくなります。

本市での主な事例

東向陽台小学校放課後児童クラブ棟のリース



東向陽台小学校のプレハブ仮設校舎を再リースして、民間委託により放課後児童クラブを運営しています。

(5) 指定管理者制度

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に、公の施設の維持管理・運営を行わせることができる制度です。なお、指定管理者は公の施設の「使用許可」（行政処分に該当）を行うことが可能です。

本市での主な事例

福祉健康センターと地域活動支援センターの指定管理



多様な市民ニーズに対応したサービスの提供と、効率的・効果的な事業運営を行うために指定管理者制度を導入しています。

(6) 民間委託

市が直営で行っている業務について、その監督権限を有したままで民間に委託するものです。民間の高度な専門知識・技術の活用が図れる専門的業務や、定型的・機械的な業務を委託することにより、効果的・効率的な業務の実施やコストの削減を図ることができます。なお、民間委託の中には、事務事業に係る一連の業務を包括して委託する包括的民間委託があります。

本市での主な事例

障がい者相談支援窓口業務委託



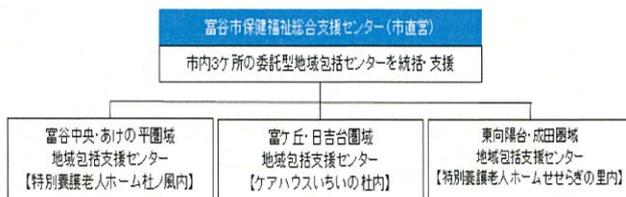
障害をお持ちの方や、そのご家族からの様々な不安や悩みに対し、専門の相談支援員が問題解決に向けて支援しています。

放課後児童クラブの運營業務委託（市内 8 施設）



民間の有する専門的かつ高度な知識や経験等のノウハウを活用し、均質で良質なサービスを提供しています。

地域包括支援センター運營業務委託（市内 3 施設）



地域で暮らす高齢者の介護・福祉・医療などに関する様々な悩みに対し、専門職（ケアマネージャー・保健師・介護福祉士）が問題解決に向けて支援しています。

学校給食センター調理業務等委託



県内の約 8 割の学校給食センターでは、調理業務を民間委託により実施されており、業務効率化や経費節減の面で効果が見込まれると判断し、民間委託を進めています。

(7) 民営化

市が所有する施設等を民間に無償又は有償で譲渡し、それに伴い事業運営も民間に移管する手法です。民間の創意工夫を最大限に発揮できる、行政負担がなくなる等のメリットがあります。

本市での主な事例

東向陽台幼稚園の民営化



年々、園児の入園率が低下する中、市民の求める幼児教育ニーズへの適切な対応や多様な保育サービスの提供と、効率的な運営を図るために、民営化を進めています。

(8) 労働者派遣

民間が雇用する、専門性が高く一定のスキルを持つ人材を、市の業務に従事させるものです。民間委託と異なり、業務従事者に対して市が直接指揮命令を下すことが可能です。なお、臨時職員やパート職員を採用して業務に従事させる場合もあります。

本市での主な事例

市立保育所の保育士等



民間から保育士免許の資格を持つ保育士の派遣を受け、保育需要の拡大に伴う待機児童の解消と保育の質の確保を図っています。

また、市の各種業務において、保健師や栄養士、保育士など、多くの有資格者が臨時職員やパート職員として携わっています。

(9) 市民協働

市民や市民団体と市が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の元で、お互いを尊重し、対等な関係で協力して実施する手法です。

本市での主な事例

富谷しんまち活性化協議会



「しんまち地区」の活性化に向け、しんまち地区を中心とした住民や、各種団体、有識者で構成する市民協働のプロジェクト。奥州街道の宿場町として栄え、市の礎を築いた「しんまち地区」の魅力を磨き、古里意識の醸成と地域活性化に向けて取組が進められています。

とみやはちみつプロジェクト



市役所屋上にミツバチの巣箱を設置し、市民サポーターとともに養蜂活動を行っています。6次化を見据えた新たな特産品とすることで、地域産業の活性化に取り組んでいます。

ゆとりすとクラブ・サロン



元気な高齢者が虚弱な高齢者を支える、又は地域住民が地区の高齢者を支えるなど、市民サポーターや地域の取組を通じて、介護予防や情報交換等、地域コミュニティの活性化を図っています。

(10) 連携協定

公共サービスの事業分野において、市と大学等の教育・研究機関や民間が、お互いが持つ資源や能力を生かした役割分担により、長期間にわたって協力していくものです。

まちづくり・福祉・環境・防災等の幅広い分野における包括連携協定と、特定の事業分野に関する事業連携協定があります。

本市での主な事例

自治体間クラウドを推進するための連携協定



村田町と県内初となる自治体クラウド導入を図る協定を締結。セキュリティや対災害性の強化、コスト削減を図っています。

安心して暮らせる地域づくりのための包括連携協定



みやぎ生協との間で防災・減災、子育て支援、健康増進・食育に関することなど13項目で連携協定を締結し、安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

(11) 低・未利用資産の貸付等

市の所有する資産（施設・土地等）を有償又は無償で民間に貸与し、その資産を活用して事業運営やサービス提供を行う手法です。

本市での主な事例

市内私立幼稚園やこども園等への貸付け



幼児教育や保育需要のニーズに対応するため、民間に市有地を無償で貸与し、民設民営によりサービスの提供を行っています。

行政財産の目的外使用許可

富谷市シルバー人材センター
富谷市まちづくり産業交流プラザ2階
※旧富谷町役場庁舎



行政財産の目的外使用許可により、市シルバー人材センターが当該施設に事務所を設置し、シルバー世代の就労促進を図っています。また、市内の各市施設では自販機等の設置許可により施設利便の向上を図っています。

(12) ネーミングライツ（施設命名権）

公共施設等に対し、企業名等の愛称をつける権利を民間に付与し、その対価を市の財源とします。民間にとっては、市民が一般的に利用する施設に愛称を付けることで、広告効果が期待できます。

本市での主な事例

市ホームページにおいて募集中



スポーツセンター等の公共施設において、民間の支援のもと、新たな財源を確保し、施設の持続的な運営と市民サービスの向上を図るため、市ホームページでネーミングライツに係る事業提案を募集しています。

(13) 広告事業

市が発行する印刷物のほか、ホームページや公共施設の平面等を広告媒体として活用することで、民間からの広告収入や物品等の無償提供を受けるものです。民間にとっては、社会貢献のほか、知名度アップや販売促進等の効果が期待できます。

本市での主な事例

市民課窓口番号案内表示システムの無償貸与



市民サービス向上のため、市民窓口に広告付き番号表示案内システムを設置。併せて設置している行政情報・広告モニターで、市からのお知らせや民間の広告を放映しています。

物品等の無償提供



民間の広告を掲載した封筒や市の総合交通ブックなどの無償提供を受け、市民サービスの向上と経費節減を図っています。

市役所・成田公民館 総合案内板の広告収入

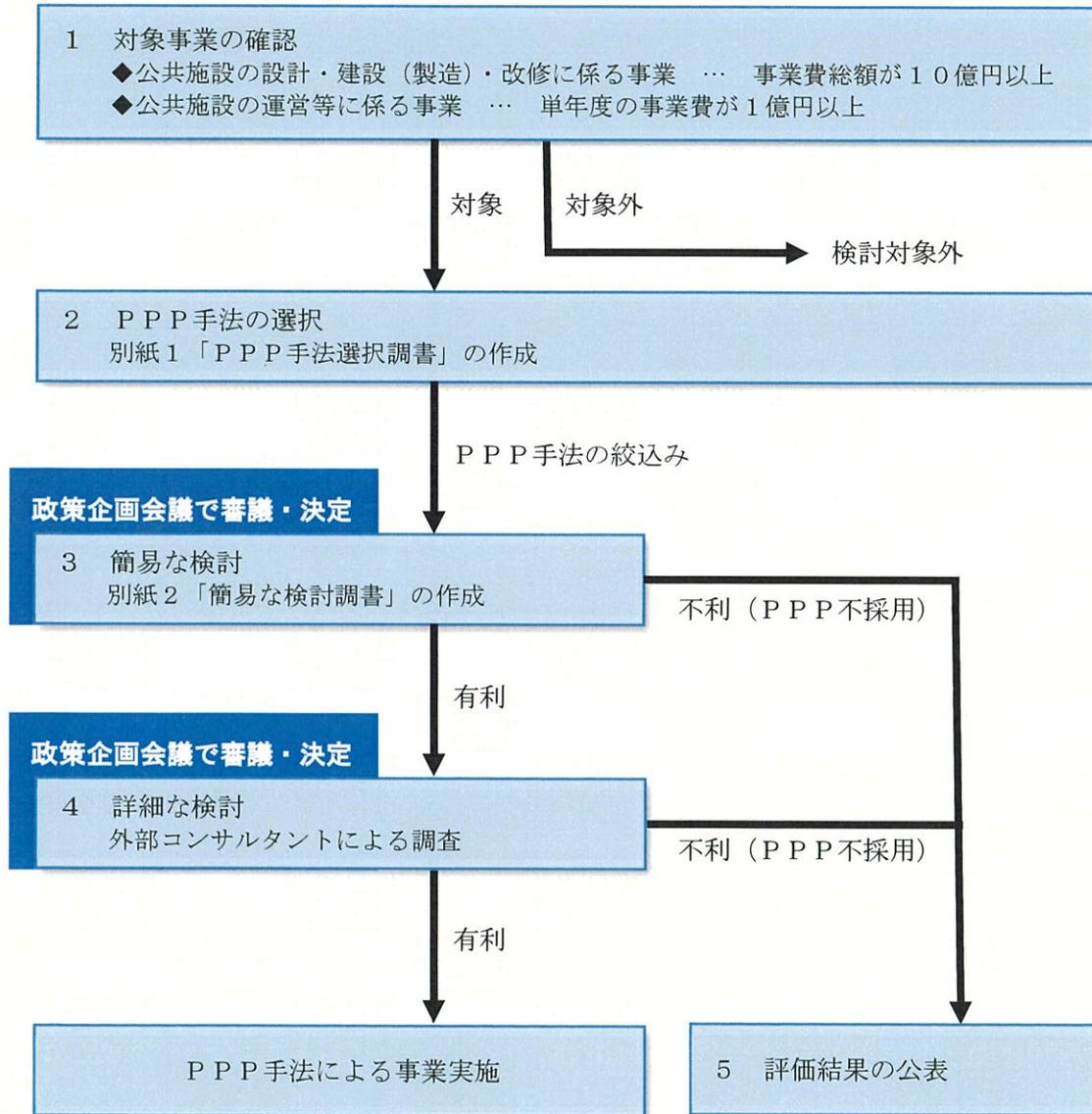


地図上で公共施設や災害時の避難場所情報などをわかりやすくお知らせするとともに、企業広告を掲載することで広告収入を得ています。

IV 公共施設等整備に係るPPPの更なる推進

本市においては、公共施設等総合管理計画や行政改革基本方針の中で、民間活力の導入を推進することとしており、一定規模以上の公共施設等を整備する場合には、PPPの考えに基づき、効率性・効果性を考慮しながら、次の検討プロセスにより従来の事業手法に優先してPPPの検討を行うものとしします。

【公共施設等整備に係る事業手法検討プロセス】



1 対象事業の確認

事業担当課は、次の基準に該当する場合は、PPP手法導入の検討を行います。なお、基準に満たない場合であっても、他の地方公共団体における同種の公共施設等整備事業において、PPPの導入事例がある場合は、検討対象とすることができるものとします。

対象事業	事業費基準
公共施設等の設計、建設（製造）・改修に係る事業	事業費総額が10億円以上（※3）
公共施設等の運営等に係る事業	単年度の事業費が1億円以上（※4）

※対象となる公共施設等は、PFI法第2条に規定する施設とします。

※災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業は対象事業の例外とします。

※3 「事業費総額」の考え方

事業費総額は、調査費・設計費・建設費（製造費）・改修費・工事監理費・備品整備費等の総額とします。ここでの事業費総額には用地取得費及び運営・維持管理に係る経費は含めません。

※4 「単年度の事業費」の考え方

単年度の事業費は、施設保守管理費、設備管理費、一般修繕費、光熱水費、保全コスト、事業運営費、人件費、租税公課等の総額とします。

2 PPP手法の選択

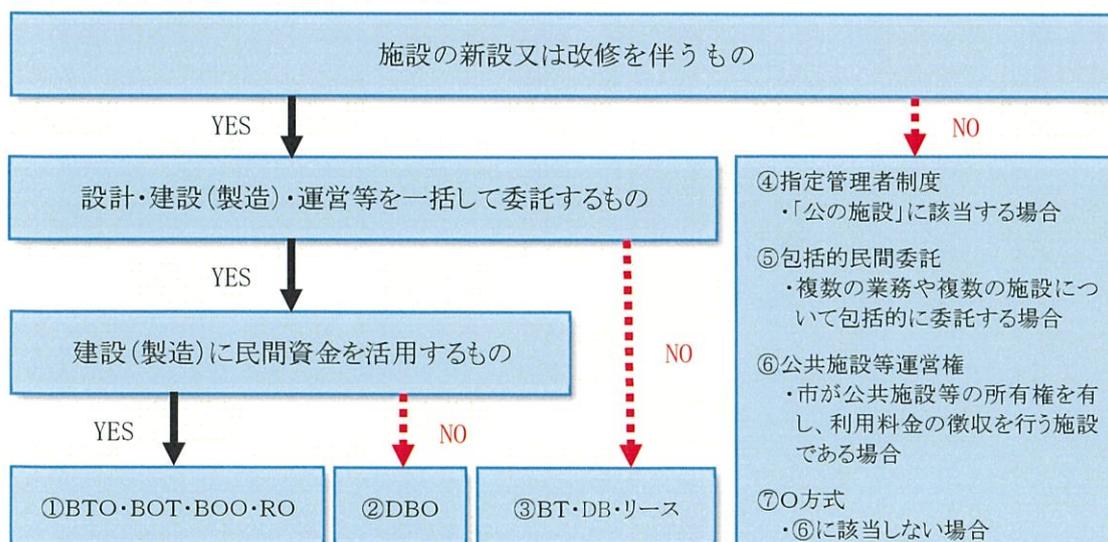
事業担当課は、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、次に掲げるPPP手法などから最も適切なPPP手法を選択するものとします。この場合において、具体的には、次のフローチャートの活用やPPP手法比較例を参考に、別紙1「PPP手法選択調書」を作成し、簡易な検討によりPPP手法を絞り込みます。

なお、基本構想や基本計画を策定する段階で、PPP手法の選定を含めて業務委託を発注することにより、手続きの簡素化を図ることができます。

【対象とするPPP手法】

◆民間が設計・建設（製造）・運営等を一括して担う手法
BTO方式・BOT方式・BOO方式・RO方式・DBO方式
◆民間が設計・建設（製造）の両方を担う手法
BT方式・DB方式・リース方式
◆民間が公共施設等の運営等を担う手法
指定管理者制度・包括的民間委託・公共施設等運営権・O方式

【PPP手法選定のフローチャート】



【PPP手法比較例】

手法	従来手法	DB 方式	DBO 方式	BTO 方式	リース方式
事業の効率性	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設、維持管理を分離して発注 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設を一括発注するため、従来手法と比較し、施工の効率化が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設、維持管理を一括発注するため、従来手法と比較し、施工や維持管理の効率化、質の向上を見据えた設計が可能 		
発注者の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 契約単位での個別調整が必要であり、調整負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設を一括で発注するため、従来手法と比較すると一定程度負担が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設、維持管理期間を通じ、受注者の窓口が一本化され、発注者の負担が軽減される 		
サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設、維持管理を分離して発注 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設一括発注のため発注手続き等を短縮できる 設計、建設を一括で発注することにより設計、建設に要する期間が短縮されることが期待される 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設、維持管理を一括発注するため、質の向上を見据えた設計が期待される。また、設計、建設、維持管理期間を通じて同一企業等に性能保証を求めることが可能 		
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、PFI事業に比べ、短い期間での発注手続きが可能(ただし、分離発注のため業務毎に発注手続きが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設一括発注のため発注手続き等を短縮できる 設計、建設を一括で発注することにより設計、建設に要する期間が短縮されることが期待される 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設を一括で発注することにより設計、建設に要する期間が短縮されることが期待される 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、PFI事業に比べ、短い期間での発注手続きが可能 設計、建設を一括で発注することにより設計、建設に要する期間が短縮されることが期待される 	
財政負担	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等が活用できる 			<ul style="list-style-type: none"> 従来手法に比較し、事業期間にわたり財政支出の平準化が可能 補助金等が活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 従来手法に比較し、事業期間にわたり財政支出の平準化が可能 補助金等が活用できない
総合評価	△	○	○	○	○

注) 上記は、一例です。事業の内容や状況に応じて、評価項目や評価内容は修正が必要です。

3 簡易な検討

事業担当課は、選択したPPP手法の適否について、別紙2「簡易な検討調書」により定量評価と定性評価を基本に総合的に判断するものとします。

なお、指定管理者制度は全国的にも過去の実績が多数あること、またDB方式は設計と建設を一括して発注するため、工期の短縮やコスト削減が期待できることから、簡易な検討及び詳細な検討の両方を省略することができるものとします。

(1) 定量評価

従来手法と選択したPPP手法による場合との費用総額の比較を行い、VFM（※5）を算出することでPPPの導入の適否を評価します。VFMの算定には、内閣府が作成した別紙3「VFM計算ソフト」を活用します。

なお、VFM計算ソフトで算定できる範囲は、次に示すPFI等の代表的な手法のみとなっています。※VFMソフトの保存先:共通 → 021003【行政改革推進室】→【PPPガイドライン】

【採用手法別の費用項目】

比較項目	BTO・BOT BOO・RO		DBO		BT		指定管理	
	従来	PPP	従来	PPP	従来	PPP	従来	PPP
① 公共施設等の整備等 (運営等を除く。)の費用	○	○	○	○	○	○	—	—
② 公共施設等の運営等 の費用	○	○	○	○	—	—	○	○
③ 利用料金収入	事案による		事案による		—	—	事案による	
④ 資金調達に要する費用	○	○	○	○ (市が調達)	○	○ (市が調達)	—	—
⑤ 調査に要する費用	—	○	—	○	—	○	—	—
⑥ 税金	—	○	—	○	—	—	—	—
⑦ 民間の適正な利益及び 配当	—	○	—	○	—	—	—	—

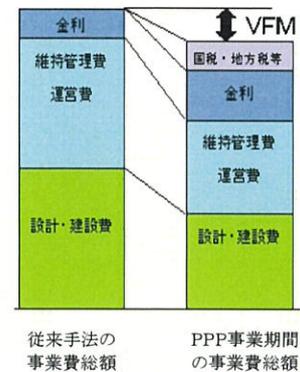
具体的には、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（内閣府作成）」の「記入上の注意（P.27～P.34）」を確認の上、個別の事業の特性等を踏まえて調書を作成します。

選択したPPP手法によっては、VFM計算ソフトが活用できない場合や、過去の実績が乏しいことなどにより費用総額の比較が困難な場合があります。この場合は、次に示す定性評価で採用手法の導入の適否を評価します。

※5 VFMとは

「支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を提供する」（＝Value For Money）ことを指し、「同一のコストならば、より質の高いサービスを提供」「同一のサービスならば、より低いコストで提供」する考え方です。

市が実施した場合の事業期間全体の公的財政負担の見込み額と、PPPを導入した場合の事業契約期間全体のPPP事業者への支払い見込み額を比較します。比較した結果、PPPを導入することにより総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合がVFMの値となります。



(2) 定性評価

以下の評価項目を中心に、従来手法と選択したPPP手法の導入の適否を評価します。

評価項目	評価の視点
① 類似事例を踏まえた評価	PPP手法を導入した類似事例等では、期待された結果が出ているか。
② 民間ノウハウ活用の可能性	包括発注や性能発注が可能であるなど、民間のノウハウ等を活用できるか。
③ 市民サービス向上の可能性	従来手法に比べ、市民サービスの向上が図られるか。
④ 民間の参画意向	複数の民間の参画により、競争の効果が期待できるものか。
⑤ 事業目的の達成実現性	事業開始までの十分な検討期間が確保できるか。

4 詳細な検討（導入可能性調査）

事業担当課は、簡易な検討において採用手法の導入が適すると評価した事業について、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、改めて採用手法導入の適否を判断します。

導入可能性調査の主な業務内容
① P F I 等事業成立の諸条件の整理
② 事業範囲、要求水準、事業方式、事業期間等の検討
③ VMFの検討・評価、財務シミュレーション
④ リスク分担の検討
⑤ 法制度、税財政、各種助成制度等の課題検討
⑥ 市場調査（サウンディング調査）
⑦ 総合評価、調査報告書作成 等

5 評価結果の公表

事業担当課は、簡易な検討又は詳細な検討を実施した結果、PPP事業に適さないと評価した場合は、PPP手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に事業名及び非導入理由を市ホームページで公表するものとします。

6 事業の推進体制

各事業へのPPP手法の導入は、事業担当課が主体となり検討していくことを基本とします。しかし、本市において事例のないPFIやDBO等の実施にあたっては、事業を円滑に進めるために、必要に応じて事業担当課が中心となり、関係課とプロジェクトを組織して進めることとします。

(1) 事業担当課

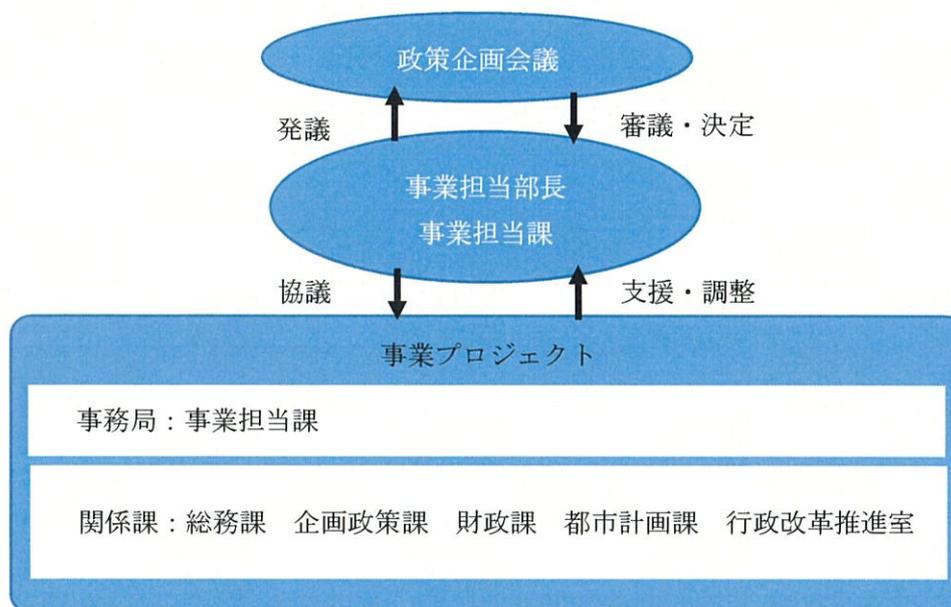
事業担当課は、事業発案段階から、事業の背景や目的を整理するとともに、市場の把握やアイデアを収集するなど、民間からの提案等を積極的に受け入れ検討を進めます。

(2) 関係課

関係課	関連内容
総務課	法令関係の相談等
企画政策課	総合計画の推進管理等
財政課	予算、入札契約、公共施設総合管理計画の推進等
都市計画課	公共施設等の設計、監理等
行政改革推進室	庁内ノウハウの蓄積、横展開の推進等

(3) 政策企画会議

「簡易な検討」段階、「詳細な検討」段階における検討結果を踏まえ、事業担当部長からの発議により、導入可能性調査実施の適否やPPP導入の方針を審議・決定するほか、PPP事業の各段階において重要な判断が求められる場合に政策企画会議に付するものとします。



(4) 事業の推進フロー

	事業担当課 【事業実施】	プロジェクト 【事業実施支援】	政策企画会議 【検討・審査】	市長 【方針決定】	議会・市民 【議決・チェック】
事業 発議	①事業発議 事業費基準で対象事業を確認				
簡易な 検討	②検討 職員により検討	③協議/支援 必要に応じて、関係課とプロジェクトを組織し調整を図る	④審議/決定 事業担当部長の発議により、導入可能性調査実施の可否を審議・決定	⑤予算の議決 導入可能性調査の予算の議決	
詳細な 検討	⑥検討 外部コンサルの活用により検討		⑦審議/決定 事業担当部長の発議により、事業手法導入の可否を審議・決定	⑧予算の議決 アドバイザー予算の議決	
実施方針 検討	⑨実施方針策定 実施方針案等の検討		⑩審議/決定 事業担当部長の発議により、実施方針、募集要項案等の可否を審議・決定	⑪予算の議決 債務負担行為設定の議決	
事業 実施	⑫事業の実施 事業者選定手続の実施				⑬契約の議決 事業契約締結の議決

V PPP導入における留意事項

(1) サービス水準の確保

単にコストが安ければ良いわけではなく、得られる効果との比較を行う必要があります。一定のサービス水準を確保するためには、達成すべきサービス水準を可能な限り仕様書などに具体的に示し、サービス水準の確保、向上に努めます。また、業務の実施過程においては、定期的にこれを検証し、サービスの低下が明らかな場合には適切な指導を行います。

(2) 責任所在の明確化

市と民間における責任の所在を明確にするために、役割分担や責任の範囲を仕様書、募集要項、契約書、協定書等により明確化しておくとともに、契約の履行過程において市の管理監督が十分働くよう留意します。

(3) モニタリングによる評価・監視の実施

PFI事業や指定管理者制度を用いて事業を実施する場合は、提供される市民サービスの質や市民満足度の維持向上を図ることを目的に、モニタリングによる評価を実施し、必要に応じて指導を行います。

(4) 施設における市の管理責任

民間が管理運営している施設においては、施設設置者である市の責務として、事故を未然に防止するため、現地調査を含めた施設・設備の保守、安全確認等の強化等、管理監督に努めます。

併せて、施設・設備や事業内容において、万一の事故が発生した場合を想定し、市と民間との連携について、十分協議を図り、対応の徹底及び検証等の指導を行います。

(5) 競争性・公平性・透明性の確保

実施主体の選定にあたっては、その事業内容を踏まえた上で、競争性・透明性・公平性をもった契約手続きを行います。

(6) 法令等遵守事項の徹底

労働関係諸法令、地方自治法、消防法等、事業を実施する者が当然厳守しなければならない事項については、PPP活用の検討段階から十分留意することが必要です。

特に、直接雇用や労働者派遣法に基づく労働者派遣契約以外の契約により従事している者には、直接指揮監督できないことに十分留意することが必要です。

(7) 市として保有・蓄積すべき専門知識やノウハウ

市としての責任を果たしていくためには、PPP事業について市が事業の企画立案、指揮監督および評価ができる専門知識・能力を備えている必要があります。

そのため、専門知識や技術、基本的なノウハウ、モニタリング能力の蓄積が必要となります。

(8) 積極的な情報の発信・共有

市が持っている情報を民間と共有することで、民間が持つノウハウを生かした、従来の枠組みを越えた新たな発想による質の高い公共サービスの提案が期待できます。

民間との情報共有は、公民連携を推進する上で重要であり、市が抱えている事務事業などの情報について、積極的に発信していく必要があります。

PPP手法選択調書

事業担当課 部 課

事業手法	従来手法	(選択したPPP手法)	(選択したPPP手法)
事業の効率性			
発注者の負担の軽減			
サービス水準の向上			
事業スケジュール			
財政負担			
総合評価			

簡易な検討調書

事業担当課 _____ 部 _____ 課

1. 事業概要

事業名		
事業目的		
事業期間		年 月 ~ 年 月
事業範囲		<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 運営
総事業費		千万円
事業用地	場所	
	敷地面積	m ²
	所有者	<input type="checkbox"/> 市有地 <input type="checkbox"/> 民有地 (買収: 千円・賃借: 千円/年)
施設概要	延床面積	m ²
	主な機能	
補助制度		
スケジュール		
特記事項		

2. 定量評価

	従来手法	(選択したPPP手法)
整備等（運営等を除く）費用		
< 算出根拠 >		
運営等費用		
< 算出根拠 >		
利用料金収入		
< 算出根拠 >		
資金調達費用		
< 算出根拠 >		
調査等費用		
< 算出根拠 >		
税金		
< 算出根拠 >		
税引後損益		
< 算出根拠 >		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 （前提条件等）		

3. 定性評価

評価項目	評価の視点	評価 ※1	評価理由
類似事例	PPP手法を導入した類似事例等では、期待された結果が出ているか。		
民間ノウハウの活用	包括発注や性能発注が可能であるなど、民間のノウハウ等を活用できるか。		
市民サービスの向上	従来手法に比べ、市民サービスの向上が図られるか。		
民間の参画	複数の民間の参画により、競争の効果が期待できるものか。		
達成実現性	事業開始までの十分な検討期間が確保できるか。		
その他※2			

※1 評価欄には、「○：適している」、「△：やや適している又は一部適していない」、「×：適していない」のいずれかを記載してください。

※2 その他欄には、事業の特性に応じて、必要な項目を追加してください。

4. 総合評価

事業担当課	<input type="checkbox"/> PPP手法導入の適性あり <input type="checkbox"/> PPP手法導入の適性なし 【判断理由】
政策企画会議	<input type="checkbox"/> PPP手法導入の適性あり <input type="checkbox"/> PPP手法導入の適性なし <input type="checkbox"/> その他 【理由・条件等】

Ⅶ 参考資料

事例等の参照先

1	PPP/PFI推進アクションプラン https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index.html						
2	PPP/PFI優先的検討						
	<ul style="list-style-type: none"> ●指針・手引（内閣府） https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html <ul style="list-style-type: none"> ・多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月） ・PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（平成28年3月） ・PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引（平成29年1月） ●各省ガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（案）（厚生労働省）（平成31年3月） ・下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（案）（国土交通省）（平成29年1月） 						
3	PPP/PFI事業に関する情報						
	<ul style="list-style-type: none"> ●PFIに関するガイドライン・手引等 <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業実施プロセスに関するガイドライン ・PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン ・VFM（Value For Money）に関するガイドライン ・契約に関するガイドライン -PFI事業実施契約における留意事項について- ・モニタリングに関するガイドライン ・公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン ・地方公共団体におけるPFI事業導入の手引（平成17年3月） ・地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル（平成26年6月） ・PFI事業民間提案推進マニュアル（平成26年） ・多様な民間事業者の参入に向けて -公共施設等運営権制度の活用-参考書（平成26年7月） ・VFM簡易算定モデル（平成28年11月） ●PPPに関するガイドライン・手引等 <ul style="list-style-type: none"> ・PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（内閣府・総務省・国土交通省）（平成28年10月） 						
	<table border="1"> <tr> <td>小中学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設整備PFI事業のための手引書（平成15年4月） ・複合化公立学校施設PFI事業のための手引書（平成16年3月） ・公立学校耐震化PFIマニュアル（平成20年10月） </td> </tr> <tr> <td>上水道施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における官民連携に関する手引き（平成26年3月） </td> </tr> <tr> <td>下水道施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（平成13年4月） ・「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」（平成26年3月） ・「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」（平成26年3月） ・浄化槽事業における民間活用（PFI導入判定ソフト） </td> </tr> </table>	小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設整備PFI事業のための手引書（平成15年4月） ・複合化公立学校施設PFI事業のための手引書（平成16年3月） ・公立学校耐震化PFIマニュアル（平成20年10月） 	上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における官民連携に関する手引き（平成26年3月） 	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（平成13年4月） ・「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」（平成26年3月） ・「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」（平成26年3月） ・浄化槽事業における民間活用（PFI導入判定ソフト）
小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設整備PFI事業のための手引書（平成15年4月） ・複合化公立学校施設PFI事業のための手引書（平成16年3月） ・公立学校耐震化PFIマニュアル（平成20年10月） 						
上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における官民連携に関する手引き（平成26年3月） 						
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（平成13年4月） ・「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」（平成26年3月） ・「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」（平成26年3月） ・浄化槽事業における民間活用（PFI導入判定ソフト） 						
4	参考となる事例集						
	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣府 http://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyuu/jireisyu/jireisyu.html <ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI事業 事例集 ●国土交通省 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html <ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI事業・推進方策 事例集（平成26年7月） ・公共施設の集約化・再配置に係る官民連携事業 事例集（平成26年7月） ・公的不動産の有効活用等による官民連携事業 事例集（平成26年7月） ・公共施設管理における包括的民間委託の導入 事例集（平成26年7月） ・PPP/PFI事業を促進するための官民間の対話・提案 事例集（平成27年6月） ・民間収益施設の併設・活用に係る官民連携事業 事例集（平成28年9月） ・公的不動産の利活用における地元企業の多様な取組方策等 事例集（平成30年6月） ・震災復興官民連携支援事業 事例集（平成29年7月） 						
5	PPP/PFI関連団体による情報						
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体PFI推進センター http://PFIcenter.furusato-PPP.jp/ ・日本PFI・PPP協会 http://www.PFIkyokai.or.jp/ ・PFIインフォメーション http://www.PFI.net.jp/ 						



富谷市